

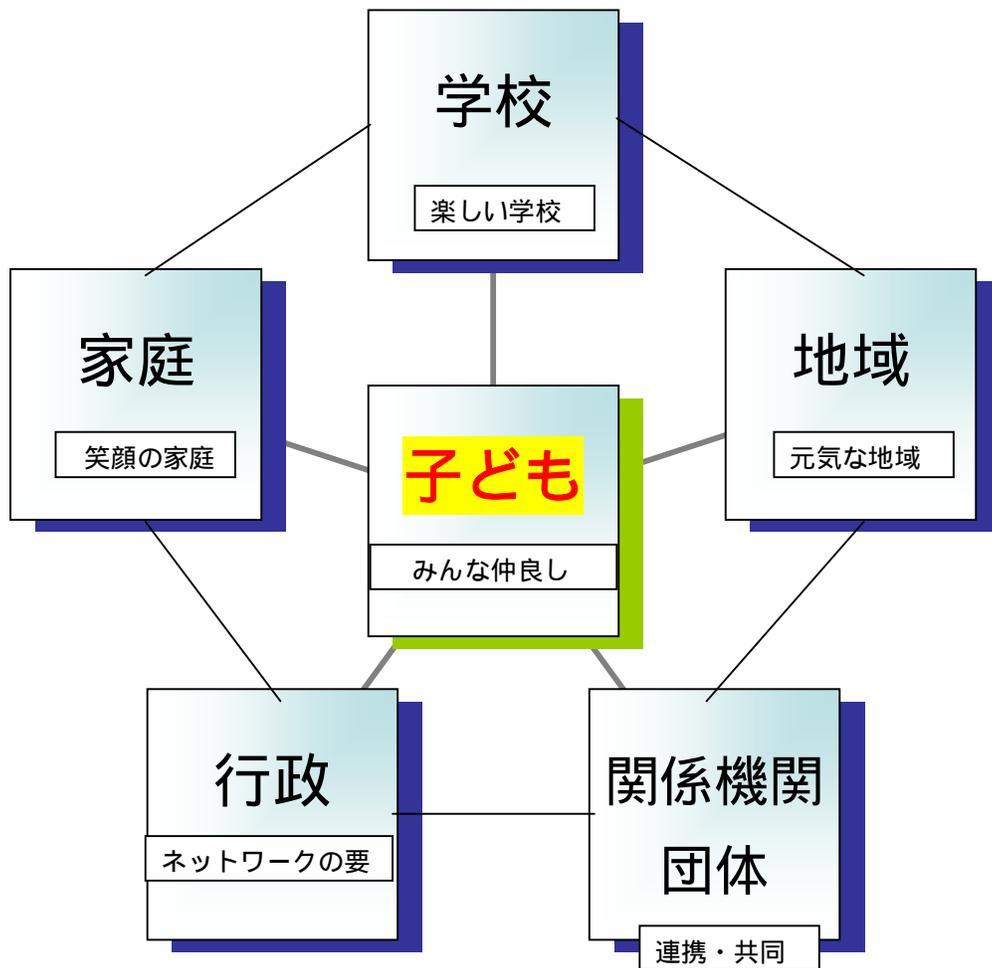
いじめ対応マニュアル

平成21年2月
幌延町教育委員会

【青少年健全育成・全体構造図】

どの子にも「安心」と「希望」を

幌延町教育委員会

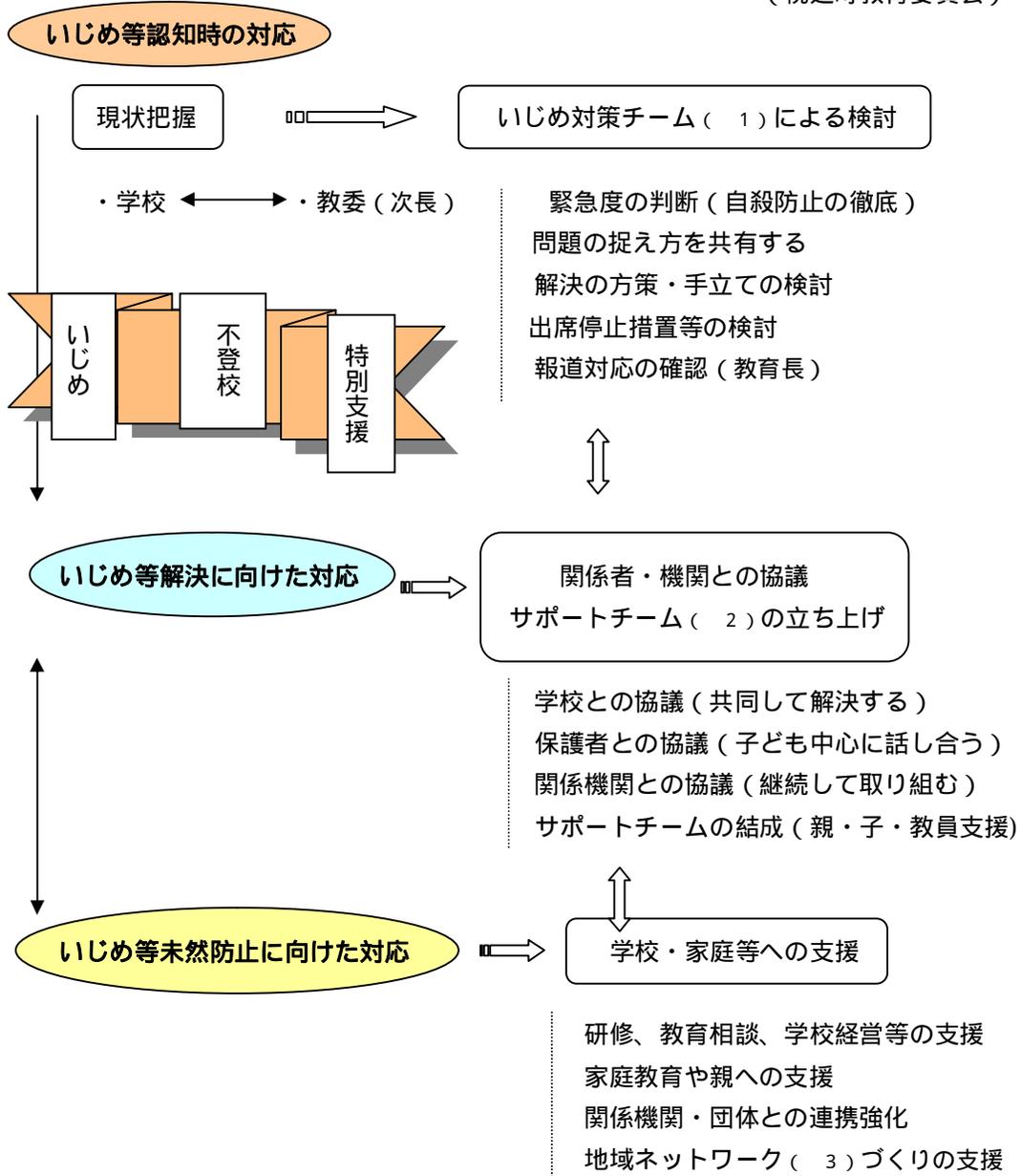


子どもが参加し一緒に考え行動する

「楽しい学校・笑顔の家庭・元気な地域づくり」ネットワーク

いじめ等対応マニュアル（教育委員会版）

（幌延町教育委員会）



- 1 対策チーム：総務学校グループ、町民課保健福祉グループ・町民課保健センター
- 2 サポートチーム：対策チーム、主任児童委員、民生委員、カウンセラー、医療関係者など
- 3 地域ネットワーク：教育委員会がコーディネートし、青少年健全育成協議会を中心に組織する

いじめ対策マニュアル（学校編）

目次

1	はじめに	-----	2
2	いじめ問題への基本的視点	-----	2
3	いじめの定義	-----	4
4	いじめに対する基本的認識	-----	5
5	いじめの構造と背景	-----	6
6	いじめの発見	-----	8
7	いじめの初期対応	-----	11
8	解決に向けた具体的指導	-----	13
9	いじめの未然防止	-----	18
10	ネット上のいじめへの対応	-----	21
11	いじめ自殺の防止	-----	28
12	いじめ等についての相談窓口	-----	29
13	いじめ対応マニュアル全体図	-----	30

1 はじめに

言葉の暴力、仲間はずれ、無視、冷笑、陰謀をめぐるすことなど、いじめは、精神的・肉体的に苦痛が伴う重大な人権侵害に当たる。

まず、最近の子ども達は、社会等の変化により「つまづき」の経験など、体験的な問題解決の能力が低く、加えて希薄な人間関係からコミュニケーションも不足し、良好な人間関係を築く能力が乏しいという前提で考えなければならない。現状における子どもの問題解決には、その子どもの目線で受け止めるということが極めて重要となる。そこには「信頼」という関係の構築が不可欠である。

学校は、すべての子どもにとって安心、安全で楽しい場所であるために『いじめを許さない学校づくり』を推し進め「思いやりの心を育む人間教育の場」でなければならない。

また、学校は教育委員会及び各関係機関等との連携を密にし、子ども達に対し個々に支援体制を組み、早期に解決改善を図ることが重要である。

2 いじめ問題への基本視点

(1) いじめを法のみで

いじめを受けた子どもの保護者の声には、次のような厳しい指摘もある。

「先生方はいじめた子どもへの対応が甘いのではないか。先生方はよくいじめた子どもの今後の成長にも配慮すべきとか、教育の場では「犯人捜し」のようなことは慎まなければならないと言われることが多いが、それは実は親からの『うちの子を犯人扱いした』といった抗議を避けるための理屈ではないか。」

確かに教師の中には子どもの世界にケンカ、いたずら、悪ふざけはよくあることであり、子どもはこれらのトラブルを乗り越えて成長していくものだという考えがある。また、教師はどの子どもにも平等に愛情を注がなければならないのだから、いじめた側の子どもに対しても等しく愛情を注がなければならないという考えにも一理ある。しかし、今日全国で頻発するいじめの中には時として相手を自殺にまで追い込むことがあることや、大人の世界では犯罪となるような触法行為が少なくなっていくという現実を踏まえると、いじめを扱うときには、子どもを「法律の視点から見ると」という意識がぜひとも必要である。

かつて平成7年に愛知県尾西（現在は一宮）市で大河内清輝君が友達からの金品の強要を苦にして自殺を図った事件は記憶に今でも強く残っている。いじめられている子どもがゆすりやたかり、金銭強要などをされている場合には、私たち大人の世界では刑法の脅迫罪、強要罪、恐喝罪などが適用されることを視野に入れた厳しい目に対応することが必要なのである。

教育は人の善意を前提にするのに対して、法律はその逆に人には悪意で動くこともあることを想定しているので、教師にとっては法律の目で子どもを見ることには抵抗がある。

しかし、いじめを受けて身体の不調を訴えて不登校になったり、極端な場合には自らの死を選ぶほどまでに追い詰められる子どもが現実にいることを考えるときに、単なる悪ふざけなのか、犯罪行為にまで足を踏み込んでいるのか、見極めることが

できる力量を教師は持たねばならない。

このようにいじめは犯罪につながるような重大な問題行動であると認識すべきだが、同時に学校教育の場で児童・生徒に対して刑法を形式的に適用して指導するという考えは慎まなければならない。教育指導上、「いじめは相手の人権を侵害する行為であること」は「教師としての基礎知識」として押さえておかなければならない。そして、いじめの程度が身体・生命への危険を予測させる場合には、法的手段が必要になることや、警察との連携協力が必要になることも視野に入れておくべきである。

(2) 教師には「安全確保義務」が課されている

安全確保義務、安全保持義務、あるいは安全配慮義務と表現されることもあるが、教師には教育活動を行うに当たって「児童生徒の生命、身体の安全を確保する義務」があるとされている。

学校は、教室内で行う学習活動、水泳学習、クラブ活動、そして校外に出かける遠足、宿泊をとまなう修学旅行などさまざまな教育活動を行っている。1985年4月22日の浦和地裁判決では、学校教師には教育活動を展開する上で「児童生徒の生命、身体の安全を確保する義務がある」と判示している。

このことは、日常子どもたちと接するときには教師としていつも意識していなければならない重要な知識といえるが、いじめに対しても、学校(教師)は児童・生徒への「安全確保義務」を負っているという立場のもとで対応する必要がある。

1995年に日本弁護士連合会が『いじめ問題ハンドブック』(こうち書房)を出版しているが、その中に学校が取るべき「安全確保義務」について詳しく示されている。

このハンドブックでは、学校・教師の義務を以下の6点にまとめて示している。

学校側の一般的注意義務

学校の負う注意義務のレベルは、基本的に親権者の保護義務と同等のものと考えるべきである。

いじめの本質を理解する義務

教師はいじめの本質・特徴などについて学習・理解し、それを教育実践やいじめの防止に生かす義務がある

動静把握義務

いじめは担任教師らに隠れて行われるのがほとんどであるので、これを防止するためには、児童・生徒の動静を注意深く観察したり、生徒の話を聞くなどして、その発見に努めることが重要である。

実態調査義務・いじめの全容解明義務

一定のいじめ行為が明らかになった場合には、学校としてはその行為の背景にあるいじめの全容につき、その実態を調査すべき義務を負う。

いじめの防止措置義務

いじめ防止のために学校は、生徒全体に対する一般的な指導・説諭による介入・調査、保護者との連携による対応、出席停止又は学校内謹慎などの措置、学校

指定の変更又は区域就学の具申、警察への援助要請、児童相談所又は家庭裁判所への通知などの措置を執る必要がある。

保護者に対する報告義務、保護者との協議義務

学校・教師は教育や生活に関して、親に報告する義務を有している。学校はどうしたらいじめ行為を防止できるかについて、被害児童・生徒の保護者、加害者の児童・生徒の保護者と協議する義務を負う。

このように教師には『安全確保義務』が課されていることを常に意識しておかなければならない。特にいじめについては、その状況把握が難しいが、児童・生徒の生命、身体的安全確保という視点に立って、その解決に向けて取り組まなければならない。

(3) 子どもたちの情報の共有

今日、日本の社会問題となっているいじめについて、学校の教職員が一致協力して取り組むことが求められており、もちろん、教職員のみならず保護者そして地域の方々からの協力なくしてはその解決は図れない。

学校は、全教職員が力を合わせて子どもたちの健全な成長・発達を支援しなければならないことから、情報は今後の生徒指導に重要なこととして校長をはじめとして全教職員が共有しておくべきものといえる。

ただし、教職員が得た子どもたちのさまざまな個人情報、その学校内での進路指導あるいは生徒指導等の目的以外に使ってはならない。加えて、教職員が学校外の酒食の場で子どもたちの話題を取り上げることは外部の耳があることを考えると、地方公務員法の守秘義務違反に抵触する行為にもなりかねず、みだりに口にすることは慎まなければならない。

3 いじめの定義

一定の人間関係のあるものから心理的・物理的な攻撃を受け、精神的な苦痛を感じている。

いじめられる側にもそれなりの理由や原因があるとの意見も見受けられるが、このことにより、事実の把握の過程において、いじめる側を擁護し、いじめの問題の本質を見失う場合があることを改めて認識し、いじめられる側の責に帰すことは断じてあってはならない。

この定義は、その行為がいじめと判断されるか否かの問題であり、本来の意味でのいじめ（相手が苦痛に思う行為や言葉など）を子ども達に理解させることが必要である。特に、小学校の低学年では、無意識のいじめが存在し、いじめた側にはいじめの自覚が生じず、継続的に行われるケースが少なくない。

いじめられた側の立場で考えるということが最も重要である。

4 いじめに対する基本的認識

最近、子ども達の実態で、いじめの加害者、被害者のどちらの経験もある子が多いという状況が報告されている。

つまり、子ども達は、いつでも加害者や被害者に成り得るということである。また、いじめは、『どの子どもにも、どの学校においても起こり得る』ものであることを十分認識することが必要である。

(1) 『いじめは人間として絶対に許されない』という強い認識に立つことが大切

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

(2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。

(3) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

(4) いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

(5) 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も急務である。

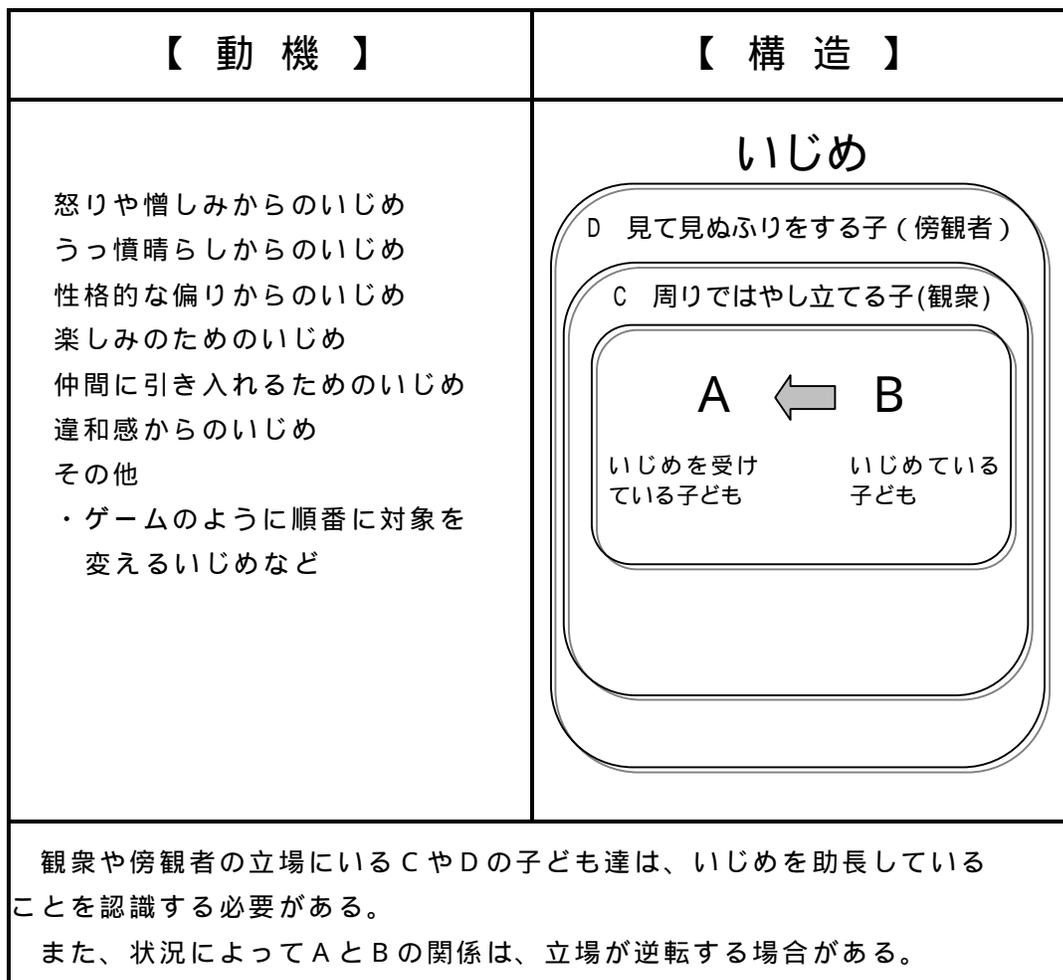
「平成8年7月児童生徒の問題行動等に関する調査研究会議(報告)」より

5 いじめの構造と背景

(1) いじめの構造

いじめには、「故意によるいじめ」と「意図のないいじめ」が考えられる。「故意によるいじめ」には意志があり、いじめる子ども達には動機がある。

また、単にいじめられる子どもといじめる子ども達との関係だけで捉えるといじめをなくすことはできない。いじめの背景と構造をしっかりと認識しておくことが大切である。



(2) いじめの態様

いじめは、人間関係から発生するものであり、特に成長期の子ども達は、コミュニケーション能力が未成熟であることから、容易にトラブルが発生しやすい。

学校は、集団での教育の場であることから、自分と違った考え方や感じ方をする人、容姿の違った人など多くの人たちと触れ合う場である。その中で精神的成熟を図り、「思いやりの心」を育む教育をしなければならないことを認識する必要がある。

いじめに発展する主なケース

遊びの延長

勝敗を決する遊びの場合、負けた子の気持ちの持ち方次第では、結果としていじめとなることもある。この場合、いじめている側は自覚に乏しい傾向が強い。

ゲーム感覚によるもの

「不幸の手紙」「デス・ノート」「失神ゲーム」など、ゲーム感覚で『面白いから・・・』という理由がきっかけでいじめになることが多い。また、クラス内でひそかに始まり、子どもから子どもへと広範囲に渡る傾向がある。

子ども同士のトラブル

気の合わない子ども同士による衝突は、互いの意志がぶつかり、「喧嘩」となりやすい。「喧嘩」は双方向の争いであり、勝ち負けが決まれば必要以上に攻撃しない。しかし、どちらかが一方的に被害を受けている状況で必要以上の攻撃はいじめとなる。反面、仲の良い友だち同士の場合では、子ども同士でトラブルを修復する能力が乏しいと陰湿ないじめへと発展する危険がある。

外見的なもの

身体的な特徴(体格・体質)や障害、容姿、服装などを思いのままに言葉や態度で表すといじめとなる場合が多い。特に成長とともに感性が発達し、自分以外の存在を意識する年齢に至っては、精神的苦痛を感じるようになり、言葉だけで自己否定から生命の危機となることがある。

発達障害に起因するもの

発達障害のある子どもは、人と上手にコミュニケーションが取れずに誤解され、いじめの対象となってしまうケースがある。

知的障害

広汎性発達障害（自閉症・アスペルガー症候群）

特異的発達障害（学習障害(LD)、運動能力障害）

注意欠陥・多動性障害（ADHD）

いじめの態様

殴るけるなど肉体的苦痛を与えるもの

精神的苦痛を与えるもの

〔無視〕

- ・話しかけない
- ・返事をしない

〔嫌がらせ〕

- ・物を隠す、汚す、壊す
- ・冷やかす
- ・からかう
- ・嫌がるあだ名で呼ぶ
- ・悪いうわさをながす
- ・落書きをする
- ・使い走りをさせる
- ・発言に故意に反論する
- ・質問を強要する
- ・おせっかい、親切の押し売り
- ・いたずら電話をする
- ・携帯やパソコンから悪質なメールを送る
- ・インターネットの掲示板に中傷記事を書き込む

〔言葉によるもの〕

- ・相手が嫌がる言葉で攻撃する
(キモイ、ウザイ、クサイ、チビ、デブ、ブス、バイキン、不潔、死ぬ等)
- ・言葉での脅し
(チクるとただではすまんぞ、ひどい目に遭わせるぞ 等)

〔仲間はずれ〕

- ・集団に入れない
- ・そばに近寄らない
- ・一緒に行動を取らせない
- ・みんなでならむ
- ・暴言を吐く 等

犯罪行為

〔たかり〕

- ・物品や金銭を要求する
- ・食べ物をおごれと強要する
- ・家から金銭を持ち出すよう命じる
- ・万引きするよう命じる

〔暴力〕

- ・暴力(殴る、蹴る)
- ・けがを負わせる

性的ないじめ

- ・服を脱がす
- ・抱きつかせる
- ・性的行為を強要する 等

6 いじめの発見

クラス担任、教科担任を問わず子ども達の前に立つ身近な教師として、なんといっても、子どもの小さな変化にも敏感であること、そして、それぞれ「育ての親」という感覚が必要である。

子ども達は、日常の学校生活の中で様々な行動や言葉などで色々な心のサインを発している。保護者同様に、子どもの変化に敏感な教師であることが求められる。

(印は無理にやらされている可能性のあるもの)

場 面 等	観察の視点 (特に変化が見られる点)
朝の会	<p>遅刻・欠席が増える 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ 表情がさえず、うつむきかげん 出席確認の際、声が小さい</p>
授業の開始時	<p>忘れ物が多くなる 涙を流した気配が感じられる 用具、机、椅子などが散乱している 周囲が何となくざわついている 一人だけ遅れて教室に入る 席を替えられている</p>
授業中	<p>頭痛、腹痛などを頻繁に訴える ひどいアダ名で呼ばれる 保健室によく行くようになる 筆圧が弱くなる 正しい答えを冷やかされる グループ分けで孤立しがちである</p>
	<p>不まじめな態度で授業を受ける ふざけた質問をする テストを白紙で出す</p>
休み時間	<p>一人でいることが多い 用もないのに職員室等に来る わけもなく階段や廊下等を歩いている 集中してボールを当てられる 遊びの中で孤立しがちである 遊びの中でいつも同じ役をしている 遊びやゲームで負けることが多い</p>
	<p>仲良しでない者とトイレに行く 大声で歌を歌う</p>
給食時	<p>嫌われるメニューの時に多く盛られる グループ分けで孤立しがちである その子どもが配膳すると嫌がられる 食べ物にいたずらをされる</p>

	好きな物を級友に譲る
清掃時	目の前にゴミを捨てられる 最後まで一人です
	さぼることが多くなる 人の嫌がる仕事を一人です
放課後	衣服が汚れたり髪が乱れたりしている 顔にすり傷や鼻血の跡がある 急いで一人で帰宅する 部活動(クラブ活動)に参加しなくなる 用もないのに残っている日がある
	他の子どもの荷物を持って帰る
動作や表現	活気はなく、おどおどしている 寂しそうな暗い表情をする 手遊びなどが多くなる 独り言を言ったり急に大声を出したりする 委員や係をやめたいと言うなど急にやる気を失う 視線を合わさない 教師と話すときに不安な表情をする
	言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	教科書にいたずら書きをされる 持ち物、靴、傘などを隠される 刃物など、危険な物を所持する
その他	日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる 飼育動物や昆虫などに残虐な行為をする 教科書、教室の壁、掲示板などに落書きがある 靴箱の中にいやがらせの手紙が入っている 教材費、写真代などの提出が遅れる
	校則違反、万引きなど問題行動を行う

7 いじめの初期対応

(1) 対応の基本姿勢

いじめを発見した場合は、的確に状況を把握しながら学校としての情報共有に努め、第三者機関の指導支援を含めた対応に心がけることが必要である。

プライバシーに配慮しながら、状況の把握に努める。 いじめが確認できた時点で、学校体制の中で情報共有を図る。
状況の把握ができたなら、校長、教頭、学年主任、生徒指導担当など、速やかに対処・対応について複数の目で検討し、役割分担や指導の方針を確認する。 (いじめを受けている子どもの立場で)
段階的な検討組織がある場合、いじめの内容によっては対応の緊急度を判断した対処に心がけること。 (時間をかけない敏速な対応)
保護者との調整のまずさからトラブルになるケースも多く、誠意の伝わる対応に心がける必要がある。 (いじめた側を擁護するような対応はトラブルを招く)
保護者への対応に不安を抱く場合は、臨床心理士など専門家の指導を仰ぐ。 (専門家の活用)
指導が長引きそうなケースは、教育委員会(子どもサポートセンター)に報告する。 (迅速な報告)

特に暴力的ないじめ(失神ゲーム的なもの、集団での個人攻撃的なもの)については、早目の対応が必要なことから、校長のリーダーシップにより、子どもサポートセンターと連携した迅速な対応が求められる。

(2) 子どもの変化に気づいたときの対応

子どもは、日々学校や家庭、地域において様々な経験を通し、心身ともに大人へと成長していく。そのため、担任教師は一人ひとりの子どもの性格や行動、家庭環境などを理解したうえで見守り、子どもの非日常的な行為を見逃さないことが重要である。

子どもに対して常に見守っているというメッセージを発することが大切である。

相談へと導く

- ・やさしく、自然な声かけが大切です。
- ・「最近何か変わったことがないか。」「何か悩み事はないか」
- ・あえてその子どもと会う機会をつくったり、過ごす時間を増やす。

<p>相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別に話しやすい環境を整え、秘密にすることを伝える。 ・すべて受け入れる姿勢で、親身になって話を聞く。 <p>(話の途中での指導や注意はしないこと)</p>
<p>相談への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども自身の悩み(学業や人生、家庭問題など)は、共に考え解決への方策へと導く。 ・対人関係及び学級に関する問題については、いじめが隠れていないか状況調査を行う。 <p>(いじめの対応については、速やかに校内体制を確立する)</p>
<p>情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の教師に、情報の収集や目配りの協力をしてもらう。 ・学校に相談員が配置されている場合は、相談に訪れていないか確認する。 <p>(スクールカウンセラー、心の教室相談員、子どもと親の相談員など)</p>
<p>全体への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間関係や学級に関する相談については、学級運営の中で仲間づくりの課題として全体で考えてみる。 ・いじめの要素がある場合には、朝の会や帰りの会、学年集会などでいじめ問題について話をして、教師のいじめ問題に対する強い姿勢を示す。

(3) いじめを発見した場合の対応

学校内外で教師がいじめを発見した場合は、その場ですぐに介入し、解決を図らなければならない。その場での指導の良し悪しによっては、いじめが複雑化、長期化することにつながる恐れがある。状況把握を的確に行い、適切な指導対応が必要である。

<p>感情的にならずに毅然とした態度で制止する。</p> <p>関係した子どもを集め、事実に基づいた具体的な行動や言葉を確認する。</p> <p>必要があれば、他の教師も立ち会ってもらう。</p> <p>その日のうちに教職員で連携を図り、関係した子ども一人ひとりに別々に話を聞き、状況の確認を行い記録しておく。</p> <p>関係した子ども達の保護者に対し、確認された事実に基づき、状況と学校の対応(指導等)について説明する。</p> <p>(発生した事実を隠さず伝え、説明責任を果たす)</p>
--

(4) いじめの相談があった場合の対応

いじめの発覚で、最も多いケースは「子ども本人や保護者からの相談」と考えられる。対応する教師は、先の「変化に気づいたとき」と同様、相談者の立場に立つ

て、不安を受け止め安心感を与えながら、一緒に考えようとする姿勢で対応することが大切である。

校長室や相談室など静かに話せる場所で行う。
時間を掛けてじっくり事情を聞く。
相談にくるまでの苦悩を十分理解し、相談したことに対するねぎらいの言葉をかける。
子どもの辛さや苦しみに共感するようにする。
事実関係を把握しようとするあまり質問責めにならないよう気をつける。
教師が子どもを必ず守るという強い意志を示すようにする。
いじめを解決する方法と一緒に考えるとともに、学校としての対応方針と今後の取り組みについて説明する。
複数の教師で対応する。（保護者の場合）

8 解決に向けた具体的指導

いじめた子ども、いじめられた子どもへの個別の指導を徹底し、形式的・儀礼的な仲直りはさせないようにすることが大切である。また、いじめている子ども、いじめられている子ども双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、双方の家庭の協力を求めることが重要である。

（１）いじめられている子ども・その保護者への対応

子どもへの対応

信頼関係を築き不安を取り除くように教師が積極的に声をかけるなどの働きかけが大切である。いじめられている子どもの精神的苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くことにまず全力を尽くす。そして、子どもの持っている良さや持ち味に気づかせ、伸ばし、自信を持たせるよう指導・援助することが大切である。

共感的な理解と信頼関係の樹立

- ・子どもの立場に立って理解し、信頼関係をつくる。
- ・いじめをうけた子どもの精神的苦痛を共感的に理解する。
- ・長期にわたって行われている場合は、教師の想像を超えた精神的なダメージを受けている場合もあり、時間をかけて対応する。

不安感を取り除き支援の姿勢を見せる

- ・「最後まで守ってくれる」という安心感を与えるような指導が必要である。
- ・教師に話したことにより、「仕返し」を受けるという不安感を残さない指導。
- ・いじめる側の「いじめじゃない」というごまかしに対して、徹底的に調査しようとする教師の姿を見せる。

友人関係に気を配り、自信を持たせる

- ・行事や諸活動に於ける具体的な行動のとり方について相談する。
- ・教師全体が子どもの毎日の生活をしっかりと見守る。

全力でいじめから守り通す

- ・子どもをしっかりと保護し、安心感を持たせる。
- ・精神的な苦痛が大きいときは、じっくり時間をかけて対応する。

共に考え、子どもの心を開かせる

- ・相談や訴えを親身になって聴く。
- ・決して一人で悩まず、必ず親や教師、相談員など誰かに相談すべきであることを十分指導する。間違っても自ら命を絶つという考えを起こさないよう「命の大切さ」や「生きることの素晴らしさ」を教える。
- ・いじめを解決する方法について、共に考えていく。

活躍の場や機会を多く設定し、認め励ます

- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通してやる気を起こさせ自信を持たせる。

時には、緊急避難としての対応が必要

- ・子どもを守り通すとの観点から、緊急避難として本人及び保護者の同意により別室での登校、または欠席等の弾力的な対応を行う。

継続的な見守りと温かい人間関係をつくる

- ・仲直りをして問題が解決したと考えず、毎日の生活をしっかりと見守り、教師や友だちの支えを感じさせる。
- ・子どもに積極的に声をかけ、いつでも相談できる雰囲気をつくる。
- ・教師や友人との温かい人間関係をつくることによって、いじめを受けた子どもの心は落ち着いてくる。必要があればいつでも援助できる準備を整えておく。

心の内

相談することで、もっといじめられるのが怖い
相談すると「チクッた」と言われる
相談しても解決しない(教師を信用していない)
親に心配を掛けたくない
弱虫と思われたくない
自分が悪いと言われる(「我慢できないの?」と言われる) など

保護者への対応

保護者の言い分を共感的に受け止める

- ・事実関係を正確に知らせ、保護者の考えを聞く。
- ・加害者への一方的な非難にならないように気を配りながら、いじめ解決に向けての取組を理解してもらい、協力を得るようにする。
- ・加害者への非難ばかりではなく、保護者の思いを謙虚に聞く。

学校の方針について理解を求める

- ・学校の全職員が協力して、いじめをなくす努力をすることなどを具体的に説明する。
- ・家庭での対応等について理解と協力を求める。

誠意ある対応に心掛ける

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問を積極的に行い、話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安や動揺している保護者の気持ちを十分に理解し、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分に伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さず保護者に伝える。

保護者との連携を図る

- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じて個別の面接や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての別室での登校、または欠席等の弾力的な対応も相談していく考えを伝える。
- ・家庭においても子どもの様子に十分注意をしてもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

「命の大切さ」や「人生」について親子で会話を持つ

- ・人間には感情を伝える「言葉」や「文字」があること、子どもの苦しみや喜びは親の苦しみ、喜びでもあることなど、相談しなければ伝わらないことを子どもに話し、理解を求める。また、相談してもらえないことが、親として悲しいことを伝える。

(2) いじめた子ども・保護者への対応

子どもへの対応

表面的には問題が解決したように見えても、本当の解決になっていない場合がある。いじめは、人権にかかわる重大な問題であり、人間として決して許されないとの毅然とした態度とともに、いじめている子の内面を理解し自己変革を促すような指導・援助が大切である。

いじめの事実を確認する

- ・決めつけずに、冷静な口調でいじめ行為の事実を聞き出すようにする。
- ・いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聞き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・複数でのいじめの場合は、学校の組織を挙げて、一人ずつ間を置かずに指導する。

いじめを行った自分の責任について気付かせる

- ・いじめを受けた子どもの人権を侵害する行為であることに気付かせる。
- ・いかなる理由があっても、決して許される行為ではないこと。
- ・自分の行為を正当化し、理由付けをしてはいけないこと。
- ・いじめに至る原因を明らかにする。

相手に与えた苦しみに気付かせる

- ・相手の受けた精神的打撃の深刻さに気付かせる。
- ・取り返しのつかない重大なことであるという認識を書せる。

いじめの背景や要因の理解に努める

- ・いじめた理由や動機を聞き、本人の心の内を理解する。
(他の子どもに命令されてやらされている場合もあることに注意する)
- ・集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがある。いじめの集団内の力関係や一人ひとりの言動を正しく分析して指導する。
- ・加害者は、ストレス解消の手段としたり、おもしろ半分やふざけとしていじている場合もあるので、その動機や経過を正確に把握するように努める。
- ・背後に潜むストレスや不信感などを把握する。

相手の痛みやつらい気持ちに気づかせる

- ・相手の苦悩を理解させ、心に響かせる。
「なぜ、いじめが許されない行為なのか」
「いじめがどのような痛ましい結果を招くか」

「自分がされた場合、どんな気持ちになるか」

・自ら反省し、謝罪したいという気持ちを抱かせるようになるまで個別のかかわりを継続する。

継続的な観察と指導を行う

・いじめが解決したと見られる場合でも教師の気づかないところで陰湿ないじめが続くことも少なくない。解決したと判断せず、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

改善が見られない子どもには緊急的対応が必要

・再三の指導にもかかわらず、いじめが継続する場合には、いじめられている子どもを守るため、いじている子どもに対し、別室での指導等を行い、いじめの行為の内容によっては、警察等の協力を得た厳しい対応策を取る。

心の内

いじめをしないと自分がされる（やらされて・・・）
相手が嫌がらないから（笑っていたから・・・）
スカッとした（イライラしていたから・・・）
おもしろかった（遊びだから・・・）
いい気味だ（あいつが気に入らない）
しかられるかも
チクられるかも（チクったら、もっといじめてやる）
何とも思わない など

保護者への対応

事実を正確に伝え、子ども本人に確認するよう理解を求める

・保護者は、事実の確認を十分せずに、全面的に否定したり、一方的にわが子を責めたりする場合もあるので、責めるのではなく、冷静にいじめの事実を伝える。

・いじめの事実について、家庭できちんと話し合いを持ってもらい、子ども本人も「いじめをした」という自覚があるか否か確認してもらう。

いじめの中心的存在が別にいるならば、きちんと相談するよう促す。

学校の教育方針を説明し、理解と協力を求める

・学校としての指導の具体的内容や方針を説明し理解を求める。

・いじめを受けた子どもと保護者への謝罪等について話し合う。

いじめ解消のための家庭における取組について話し合う

・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうように要請する。

- ・いじめられた子どもや保護者の気持ちを理解してもらい、保護者が謝罪の気持ちを表し、その行動が子どもを正すことを説明する。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(3) 周囲の子どもへの指導

「観衆」と「傍観者」に対しては、以下のような指導が大切である

子どもの状況の把握

- ・いじめを発見したとき、周囲の子どもの状況を把握して指導する。
- ・観衆は、いじている者への暗黙の是認となり、いじめられている者にとってその圧力を強化する働きをしていることを理解させる。
- ・傍観者であることはいじめに同調し、助長していることを理解させる。

周囲の子どもの不安を考慮に入れた指導

- ・何も行動を起こすことのできない自分にいら立つ子どもの存在も認識する。
- ・周囲の子どもにも様々な不安が生じているという認識をもった指導
- ・『観衆』『傍観者』になっている理由を正しく把握した指導
- ・『仲裁者』の正義感を認め、学級全体への広がりが生まれる指導

学級活動や道徳の学習を通しての指導

- ・いじめられている者の心の苦しさを理解させ、いじめを止められなかった自分たちの心の弱さに焦点を当てて指導することが大切である。
- ・日記や作文等を通して、学級のいじめを題材として各学級で指導する。
- ・困っている時や寂しい時に、友達に励まされたりなぐさめられたりした時

9 いじめの未然防止

(1) 校内指導体制の整備

いじめの早期発見と解決に当たっては、学級担任の自覚と責任を持った指導が重要である。しかし、いじめは、外から見えにくいなどの特質があり、日頃から学級全体で子どもの生活実態のきめ細かな把握に努め、教職員相互における緊密な情報交換による連携協力が大切となる。

子どもの実態を把握しておく

- ・学級及び学年における子どものつながりを把握する。
(学級内における人間関係相関図の作成など)
- ・保護者の子どもに対する考えや関わり方を把握する。
家庭学習の際のやり取りに保護者の記載を設けたり、子どもとの日常的な会話の中で保護者に聞く話題(昔話)を言うなど。

危機管理の心構え「さしすせそ」の確認

さ 最悪を想定する し 慎重に対処する す 素早く対処する
せ 誠意をもって対処する そ 組織の一員として対処する

生徒指導部の機能化

- ・いじめ問題をはじめ、生活指導上の問題について確実な情報交換や対策を協議する。
- ・職員との連携を密にし、知り得た情報を効果的に活用する。

実践的な校内研修の実施

- ・専門の講師によるカウンセリング演習を実施する。
- ・いじめに関するビデオを視聴する。
- ・定期的に各学級内の運営上の問題及び課題について自由討議の場を設ける。

(2) 自主的活動の促進

子どもが明るくいきいきとした学校生活を送るためには、学級活動(ホームルーム)や児童会・生徒会活動など子どもの自主性・主体性を育む活動を通じて良好な人間関係を育て、連帯感(仲間意識)を培うことが大切である。

様々な集団活動・体験活動の推進

- ・学校教育の中にボランティア活動や自然体験、異年齢集団での活動など人間関係や生活体験を豊かなものとする教育活動を取り入れ、子どもの社会性の涵養や情操を培う。

きめ細かな学習指導

- ・学力遅滞の子どもに対してのサポートや分かる喜びのある授業に心がける。

(3) 生命尊重の教育の推進

今の子ども達は、実際の人々の死を目の当たりにすることが少なく、逆に殺人を繰り返すテレビやゲームなどで虚構の死に慣れている。一部の子どもは、リセットすれば生き返ると思っている子どもも少なくない状況にある。教師は、子どもの発達段階に応じて、かけがえのない命に対する畏敬の念を培い、生命を尊重する態度や「生きる力」を育む教育の充実を図る必要がある。

(4) 家庭・地域社会との連携

学校のみで解決することに固執しない

・保護者の訴えや地域の人からの情報提供を受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組む姿勢が重要である。

開かれた学校づくりに努める

・積極的に学校の指導方針や学校の取り組みなどを知らせることにより、保護者や地域の理解や協力を得ることができる。

また、問題が発生した場合の具体的な取り組みに役立ててもらえる。

情報は隠蔽することなく、正確な情報を伝える

・実際にいじめが発生したときには、個人情報取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行い、保護者や地域の信頼を確保することが重要である。

(5) 警察等関係機関との連携

警察署との連携体制の整備

・暴行や恐喝などの犯罪行為や個人を誹謗中傷するようなインターネットサイトへの書き込み等、学校の指導の限界を超える深刻ないじめについては、その指導に当たって学校の主体性を維持しながら、警察署と連携して対応することも必要である。

・これまで、ともすると警察との連携に躊躇する面もみられたが、社会で許さない行為は子どもでも許されないとの認識に立ち、毅然とした対応をとらなければならない場合がある。そうした場合に、速やかに連携が図られるよう、日常的に警察と連携協力できる関係が大切である。

・いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられている子どもを守るために、いじめている子どもに対し、警察等適切な関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとることも必要である。

10 ネット上のいじめへの対応

近年、携帯電話が子どもたちの間にも急速に普及し、子どもたちの携帯電話のメールやインターネットの利用が増加しており、それに伴い、インターネット上の学校非公式サイトや掲示板等を利用して、特定の児童生徒に対する誹謗・中傷が行われるなどの「ネット上のいじめ」という新しい形のいじめ問題が生じています。また、「ネット上のいじめ」やインターネット上の掲示板等への書き込みなどが原因で、実際に暴力事件等に発展している事例もあります。

「ネット上のいじめ」は、他のいじめと同様に、決して許されるものではなく、学校、教育委員会と家庭、地域が連携して解決に向けた取組を行っていく必要があります。

(1) 「ネット上のいじめ」の特徴

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の児童生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものです。

「ネット上のいじめ」には、次のような特徴があると指賭されています。

不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。

インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、児童生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。

インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

(2) 「ネット上のいじめ」の類型

掲示板・ブログ・プロフィールでの「ネット上のいじめ」

掲示板・ブログ・プロフィールでの「ネット上のいじめ」
インターネット上の掲示板やブログ（ウェブログ）、プロフィール（プロフィールサイト）に、特定の子どもへの誹謗・中傷を書き込み、いじめにつながっている場合もあります。

掲示板・ブログ・プロフィールへ個人情報を無断で掲載

掲示板やブログ、プロフィールに、本人に無断で、実名や個人が特定できる表現を用いて、電話番号や写真等の個人情報が掲載され、そのために、迷惑メールが届くようになったり、個人情報に加えて、容姿や性格等を誹謗・中傷する書き込みをされ、クラス全体から無視されるなどのいじめにつながったりしたケースがあります。

特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う

特定の子どもになりすまして、無断でプロフィールなどを作成し、その特定の子どもの電話番号やメールアドレスなどの個人情報を掲載した上、「暇だから電話して」などと書き込みをしたことにより、個人情報を掲載された児童生徒に、他人から電話がかかってくるなどの被害があります。

メールでの「ネット上のいじめ」

メールで特定の子どもに対して誹謗・中傷を行う

誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信するなどして、いじめを行ったケースがあります。

インターネット上から、無料で複数のメールアドレスを取得できるため（サブアドレス）、いじめられている子どもには、誰からメールを送信されているのか判らないこともあります。

「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する

特定の子どもを誹謗・中傷する内容のメールを作成し、「複数の人物に対して送信するように促すメール（チェーンメール）」を、同一学校の複数の生徒に送信することで、当該生徒への誹謗・中傷が学校全体に広まったケースがあります。

「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。

第三者になりすまして送られてくるメールのことを、「なりすましメール」と呼んでいます。

なりすましメールは、子どもたちでも簡単に送信することができます。クラスの多くの子どもになりすまして、「死ね、キモイ」などのメールを特定の子どもに何十通も送信した事例などもあります。

その他

口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで、誹謗・中傷の書き込みの事例などがあります。また、最近の事例では、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用して、誹謗・中傷の書き込みを行うことが増加してきています。

「ネット上のいじめ」は、インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービスなどの出現などにより、新たな形態のいじめが生じることが考えられます。

(3) 「ネット上のいじめ」の対応

掲示板等への誹謗・中傷等への対応

掲示板やブログ、プロフ等への誹謗・中傷の書き込みなどの「ネット上のいじめ」が児童生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示す手順で、書き込みの削除を迅速に行う必要があります。

対応の流れ

「ネット上のいじめ」の発見 / 児童生徒・保護者からの相談

学校が「ネット上のいじめ」の事案を把握するのは、児童生徒や保護者からの相談である事例が多く見られます。また、児童生徒の様子の変化から、事案を把握することになった事例もあります。

学校では子どもたちが出すいじめの兆候を見逃さず、「ネット上のいじめ」に対応していく必要があります

より積極的に「ネット上のいじめ」を発見する取組として、家庭や地域、教育委員会、関連企業等と連携して「ネットパトロール」を行うことも考えられます。

誹謗・中傷等の書き込みの相談が生徒・保護者等からあった場合、その内容を確認します。

その際には、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存します。

掲示板等の中には、パソコンから見るできないものも多くあります。その場合は、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要があります。また、携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジキルカメラで撮影するなどして内容を保存します。

掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところを探します（ページの下の方にあることが多いようです）。

該当箇所をクリックすると、管理者にメールを送ることができるページが表示されます。

そのページに、件名、内容等の事項を書き込んで、「送信ボタン」を押して送信すると、管理者にメールが届くようになっています。

なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、先に「利用規約」等書かれている削除依頼方法を確認する必要があります。

削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行うことが適当です。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はありません。

掲示板等の管理者の中には、悪意のある人もおり、個人情報悪用される場合もあ

ります。

掲示板等のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者への連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行います。

削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合は、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認し、不備があった場合には必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送します。

削除が必要なURLや書き込みなどの記載がなかったために、削除されていない場合もあります。

それでも削除されない場合は、警察や法務局、地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討します。

児童生徒への指導のポイント - 掲示板等での被害を防ぐため -

掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。

掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定されること。特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。

掲示板等を含め、インターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながった事例もあったこと。

チェーンメール等への対応

一般的に、同じ内容を不特定多数の人に転送するよう求めるメールを、チェーンメールといいます。「ネット上のいじめ」に分類される誹謗・中傷に関するもの以外にも、様々な内容のものがあります。メール中に、「このメールを 人に転送してください」というような内容が書かれているものは、すべてチェーンメールです

児童生徒への指導のポイント - チェーンメールの被害を防ぐため -

携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したか若しくは転送しなかったかについては、第三者が知ることは、通常の方法では不可能であること。

チェーンメールの内容は、架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。

チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しないこと。また、チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗・中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身も「ネット上のいじめ」の加害者となること。

チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因にもなるため、行わないようにすること。

チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しないこと。

チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしないこと。出会い系サイトやアダルト系サイトなど大変危険なサイトにつながる場合があること。

(4) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の児童生徒への対応

被害児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」を含めたいじめに対しては、学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要です。

毎日の面談の実施や、緊急連絡先の伝達を行うなど、被害児童生徒の立場に寄り添った支援が大切です。

また、学級担任だけで対応するのではなく、複数の教師で情報を共有して対応するなど、学校全体で「ネット上のいじめ」に対して取り組んで行くことが重要です。

加害児童生徒への対応

加害児童生徒が判明した場合には、加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例などもあるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要です。

また、「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと異なるものではなく、決して許されないものであるということについて、粘り強い指導を行うとともに、加害児童生徒に対するケアも行う必要がある場合があります。特に「ネット上のいじめ」に関しては、加害児童生徒が軽い気持ちで書き込みを行ったり、加害児童生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、事後の指導から受ける精神的な影響が大きいとい

う事例も報告されています。そのため、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとでの指導が求められます。

全校児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」等が生じた場合には、上記(2)(3)や 児童生徒への指導のポイントを参考に、全校児童生徒への指導を行うとともに、日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、子どもたちが「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導を充実させることが重要です。

掲示板やチェーンメール等で誹謗・中傷を発見した場合には、教職員や保護者に相談するように伝えましょう。

(5) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の保護者への対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合には、被害児童生徒の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、保護者と話し合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進めることが重要です。

加害児童生徒が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行うことが必要です。加えて、必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得ることも重要となります。

(6) 「ネット上のいじめ」等に対する対応の充実

情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上

「ネット上のいじめ」を予防する観点から、また、「ネット上のいじめ」以外にも、子どもたちがインターネット上のトラブルに巻き込まれることも考えられます。

そのような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を行っていく必要があります。

情報モラル教育を行う際には、学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達の段階に応じて情報モラルを取り扱っていく必要があります。また、情報モラル教育の指導を行うに当たっては、文部科学省で作成している指導モデルカリキュラムや教員向けwebサイト等を活用することが有効です。

情報モラル教育については、学校全体で取り組むことが必要であり、指導に当たっては、それぞれの教員が、インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を理解し、児童生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図ることが重要です。その際には、外部の専門家を講師として招き、教員の研修を行うことなども考えられます。

「ネット上のいじめ」は、今後、新たな手口が発生することも考えられます。そのため、常に最新の動向の把握に努めることが需要です。

保護者への啓発と家庭・地域との連携

「ネット上のいじめ」については、学校だけの取組だけでなく、学校と家庭や地域が連携・協力し、「ネット上のいじめ」の予防と、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていかなくてはなりません。

そのためには、携帯電話の利用に関する危険性と子どもたちの携帯電話の利用の実態について保護者が理解し、「ネット上のいじめ」の実態等について子どもと話し合い、携帯電話の利用に関して家庭におけるルールづくりを行っていく必要があります。

また、保護者が携帯電話へのフィルタリングの設定が、「ネット上のいじめ」を予防する点で有効な場合もあることを理解し、子どもの携帯電話へのフィルタリングの設定を行うことも重要となります。

学校においても、入学式の際の保護者への説明会や保護者会などの機会を捉えて、「ネット上のいじめ」の実態や、家庭での取組の重要性について呼びかけていく必要があります。

学校での携帯電話の取扱いに関する方針について、あらかじめ保護者に説明し、理解を得ることで、その後の指導をスムーズに行うことが可能になります。

参考 文科省 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）

平成20年11月

11. いじめ自殺の防止

(1) 学校・家庭・教育委員会の役割

- ・子どもたちの日常の変化に気づき、「救いを求めるサイン」を見逃さない。
- ・子どもたちとの信頼関係を築くとともに、相談体制を確立する。
- ・自殺予防のための具体的援助を行う。場合によっては、隔離や保護措置をとる。
- ・校内に問題解決チーム（チーム支援）を結成するとともに、カウンセラーや医療機関、保健所、児童相談所、警察など関係機関との連携を図り、外部とのネットワークを構築して問題解決に当たる。
- ・日ごろから家庭と連携し、各教科や学級活動において、いじめ問題を取り上げたり、「命の教育」や「死の教育」に関連した授業などを行い、自殺予防の環境作りに努める。

(2) 自殺直前のサイン

- ・これまで関心のあった事柄に対して興味を失ったり、友人との交際をやめて引きこもりがちになったり、学校に行かなくなるなど、子どもの行動や態度が突然変化する。
- ・「遠くに行ってしまいたい」とか「夜眠ったら二度と目が覚めなければいい」とか「死にたい」など、自殺をほのめかす言葉を言う。また、自殺についての文章を書いたり、絵を描いたりする。
- ・大切な持ち物を友人にあげたり、日記や手紙、写真を処分するなど、別れの用意をする。
- ・手首を浅く切ったり、薬を服用したり、自傷行為を繰り返す。

(3) 対応の原則

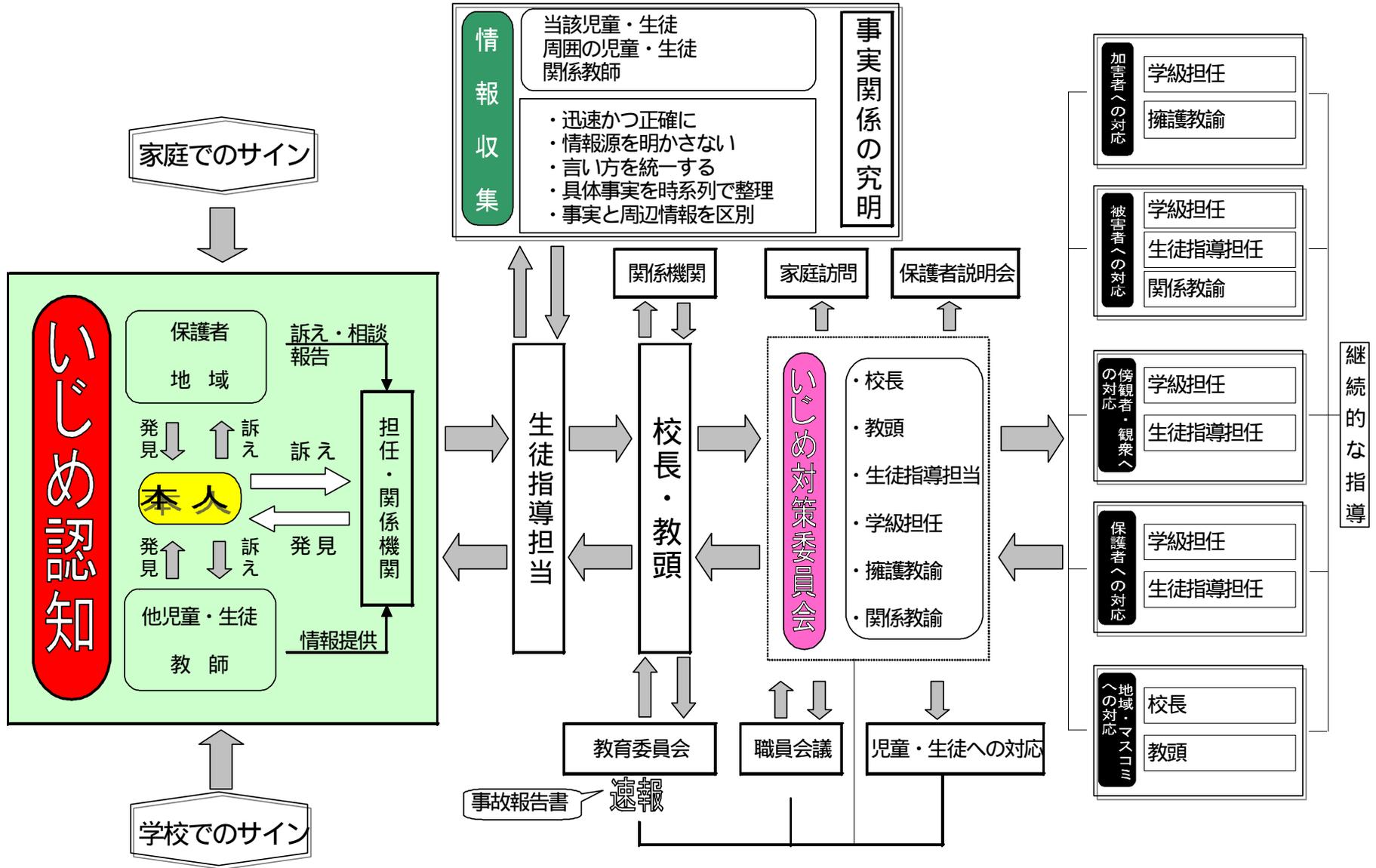
- ・子どもの言葉を受容的・共感的に傾聴し、本人の気持ちをしっかり受け止める。
- ・保護者や教師、専門家などとの連携を図り適切な援助を行う。
- ・自殺の要因と考えられるいじめなどの問題解決に全力をあげる。
- ・本人をはじめ、親や担任教師への援助・支援活動を継続する。

参考 文科省 児童生徒の自殺予防に向けた取り組みに関する検討会「子どもの自殺予防のための取組について」平成19年3月

【いじめ等についての相談窓口】

相談機関等	電話番号	曜日・時間帯
幌延町教育委員会	01632-5-1111	月～金 8:30～17:30
北海道立教育研究所 24時間いじめ電話相談	0120-3882-56 0120-3882-86	毎日(24時間)
国立教育会館(いじめ問題対策情報センター)S TOPザいじめ	03-3506-0078 0120-797014	月～金 9:00～19:00 土・日 9:00～17:00
留萌保健福祉事務所	0164-42-8404	月～金 8:45～17:30
旭川地方法務局稚内支所	0162-33-1122	月～金 8:30～17:15
旭川児童相談所稚内分室	0162-24-1477	月～金 8:45～17:30
北海道中央児童相談所	011-634-4152	月～土 9:00～21:00
旭川少年鑑別所(少年相談室)	0166-57-0422	月～金 9:00～16:00
北海道立精神福祉保健福祉センター 心の電話	011-864-7121	月～金 9:00～17:00 土 9:00～13:00
北海道警察旭川方面本部(少年サポートセンター) 少年相談110番	0120-677-110	月～金 8:45～17:30
天塩警察署	01632-2-2110	毎日(24時間)

幌延町いじめ対応マニュアル (学校版全体図)



協 力

眞 栗 淳 氏 前幌延町立幌延小学校教頭
現羽幌町立焼尻小学校校長

古 川 碧 氏 稚内北星学園大学教授

参 考 文 献

- ・ 生徒指導第12集 「いじめ問題への対応」 札幌市教育委員会
- ・ 子どもをいじめから守る（いじめ危機管理マニュアル
学校編） 北広島市教育委員会
- ・ ぼくらの教室は今日も、晴れ。 - 北海道の小中学校教師
のためのいじめ対応ガイドブック - 北海道教育大学
- ・ 小野市いじめ対応マニュアル（全体図） 兵庫県小野市教育委員会
- ・ 『ネット上のいじめ』に関する対応マニュアル・事例集
（学校・教員向け） 文部科学省
- ・ 子どもの自殺予防のための取組について 文部科学省